

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) こども基本法の施行

こどもに関する施策については、これまでも待機児童対策や幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など各般の施策の充実に取り組んできましたが、残念ながら、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどこどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけました。このような危機的な状況を踏まえると、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。

このため、国においては、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置しました。このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であるとし、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。さらに、令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。これまでの子供の貧困対策大綱、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱が統合され、より総合的・一体的にこども施策を進めていくこととなります。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」は、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。このようなことがこどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要です。その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることが期待されます。

(3)こども・若者計画策定の趣旨

本市では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」を含め、こども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針を踏まえ、春日部市のこども・若者施策の総合的な計画として「こども・若者計画」を策定・推進します。

「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する市町村こども・若者計画、「こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律」第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定に基づき、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして策定します。

2 計画の概要

(1)「こども・若者計画」における「こども」の定義と考え方、表記について

こども基本法を踏まえ、「こども」は心身の発達の過程にある者と定義します。

こども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行われることを目指します。

ただし、第3章の基本施策に位置づける各種取組について、その目的や趣旨により対象年齢を設定することで合理的かつ効果的な場合は設定をするものとします。

表記について、若者は「こども」に含まれるものですが、その認識が浸透されていないことから、本計画では「こども・若者」という表記を使用することとします。

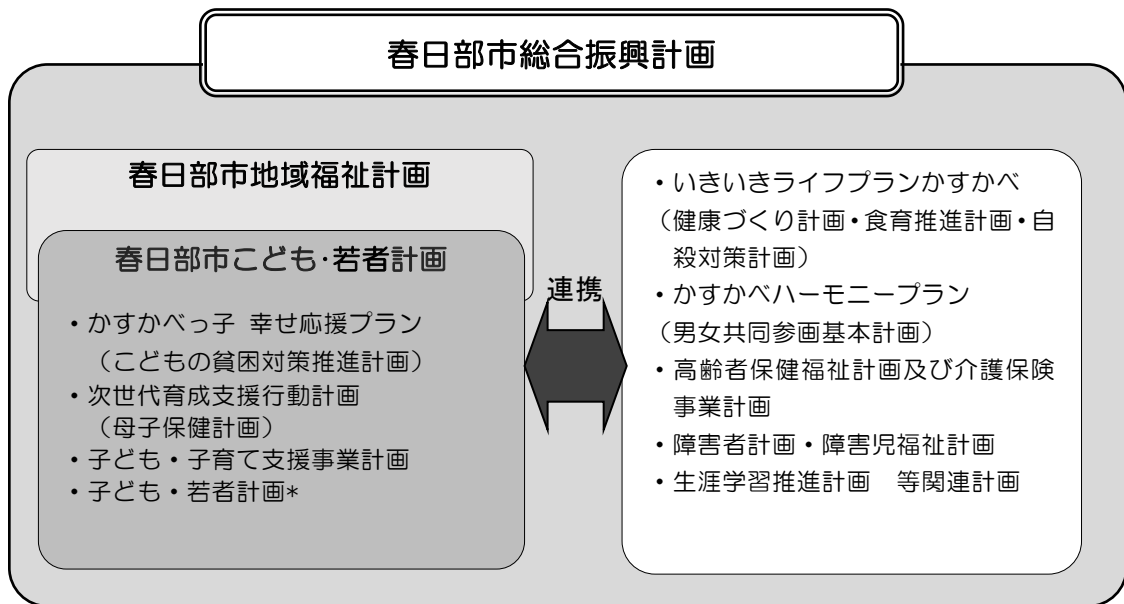
(2)計画期間・位置づけ

本計画は、令和7年度（2025 年）から 11 年度（2029 年）までの5年間を計画期間とします。また、制度改革等国の動向により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

	2025 年（R7 年度）	2026 年（R8 年度）	2027 年（R9 年度）	2028 年（R10 年度）	2029 年（R11 年度）
総合振興計画	(R5～)第2次春日部市総合振興計画		後期基本計画	→	
地域福祉計画	(R6～)第2期春日部市地域福祉計画				→
こども・若者計画	→				

【位置づけ】



*子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

(3)SDGsの視点

持続可能な開発目標「SDGs(エスディーゼーズ)=Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標です。「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。こども・若者計画については、このSDGsの考え方も配慮し、持続可能なまちづくりへの取組を推進します。

なお、本計画で取り組むゴール(目標)は次の8つです。

【取り組むゴール(目標)】

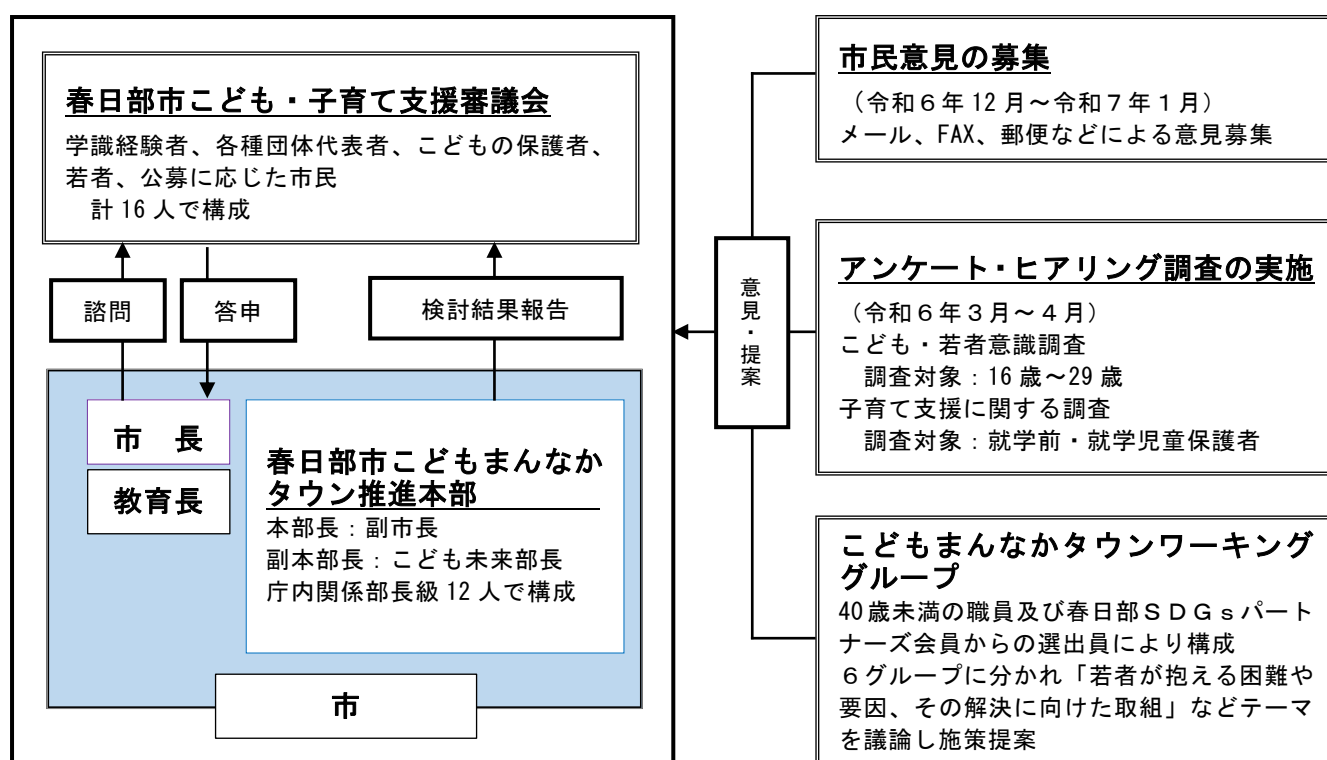


(4)計画の策定体制

こども・若者計画策定にあたり、市内各種団体の代表、こどもの保護者、若者、学識経験者、公募に応じた市民で構成される「こども・子育て支援審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、国が示したガイドラインに沿った内容となっているか協議し、計画を策定しました。

また、こども・子育て支援審議会へ提出するための素案を検討する組織として副市長をはじめ庁内関係部署の部員により構成する「こどもまんなかタウン推進本部会議」、40歳未満の職員及び春日部SDGsパートナーズ会員からの選出委員により構成する「こどもまんなかタウンワーキンググループ」にて検討を重ね、計画の策定を進めました。

【策定体制】



3 春日部市のこども・若者を取り巻く状況

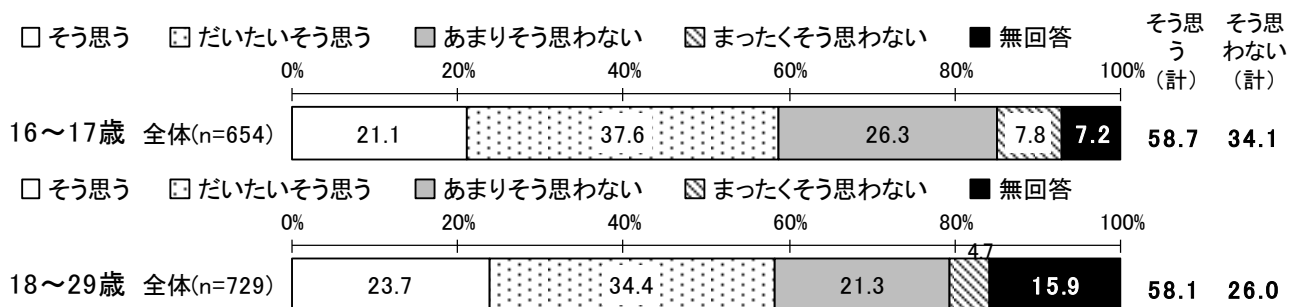
(1)調査の概要

調査の種類	期間	調査対象	目的・設問例	調査方法	回答数	回答率
こども・若者意識調査	3月27日 ～4月12日	16～17歳のこども 1,629件 (内 市内高校 629件) 18～29歳の若者 2,602件 (内 市内大学 602件)	家庭の経済的状況や地域社会との関わり等によるこども・若者の生活実態や意識・意向等の違い等进行分析し、必要な施策検討の参考とする 【設問例】 ・自己肯定感・自己有用感 ・家庭・地域・大人との関わり ・将来・進学希望 ・人とのつながり・他者との関わり ・外出状況・普段の活動 ・就業状況・生活満足度 等	・WEBによるアンケート (アンケート調査用の官製はがき郵送) ・市内県立高校、市内大学あて調査依頼	16～17歳こども 654件 18～29歳若者 729件	16～17歳こども 40.1% 18～29歳若者 28.0%
ヒアリング調査	8月5日 ～31日	市内の子育て支援団体・児童養護施設職員	調査対象を「声を聴かれにくいこども・若者」として課題やニーズ、その対策や実態を把握し、必要な施策検討の参考とする	・WEBによるアンケート	8人	
		市内在住・在学の学習支援活動参加者・児童養護施設入所者		・WEB、紙によるアンケート及び聞き取り	17人	

(2)子ども・若者調査からみられる状況

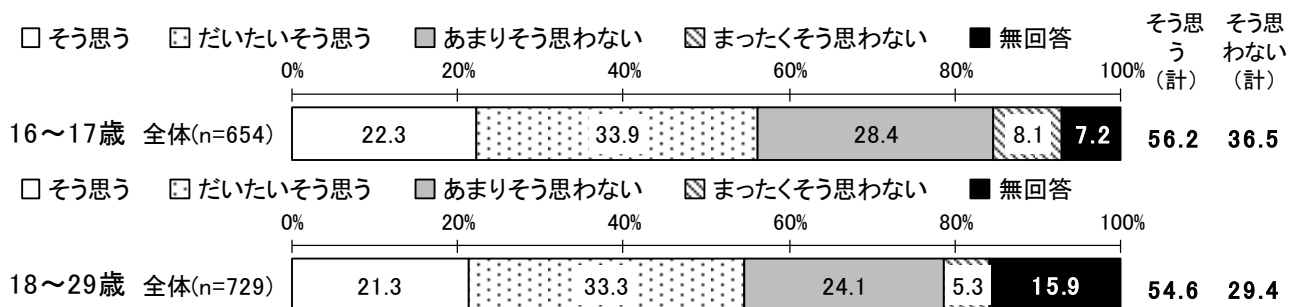
○設問「自分のことが好きだ」

「そう思う」は 16～17 歳で 21.1%、18～29 歳は 23.7%、「だいたいそう思う」は 37.6%、34.4%で合計 58%台です。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「あてはまる」は 16.8%、「どちらかというにあてはまる」が 43.2%で 60%であり、「そう思う」割合は国よりもやや高いものの、だいたいそう思う割合がやや低くなっています。



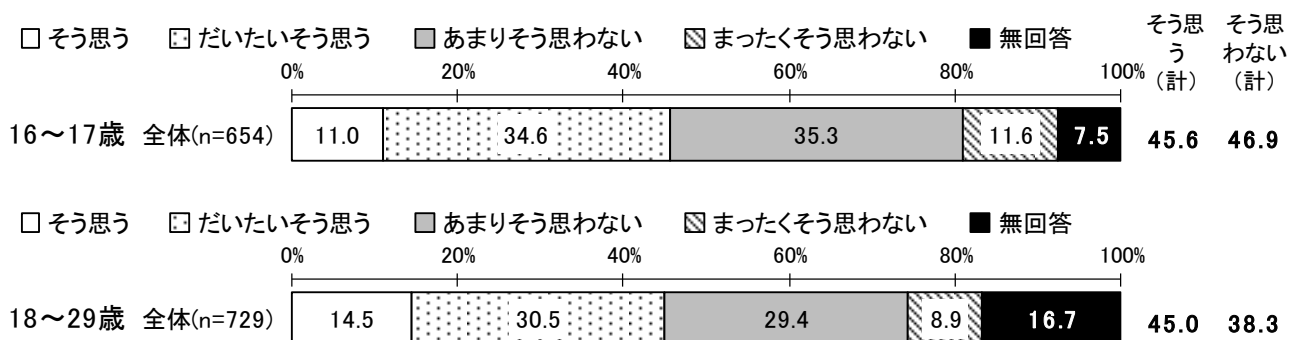
○設問「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」

「そう思う」は 16～17 歳で 22.3%、18～29 歳は 21.3%、「だいたいそう思う」は 33.9%、33.3%で合計 54～56%台です。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「あてはまる」が 18.7%、「どちらかというにあてはまる」が 37.6%で 56.6%であり、「そう思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたいそう思う」の割合がやや低くなっています。



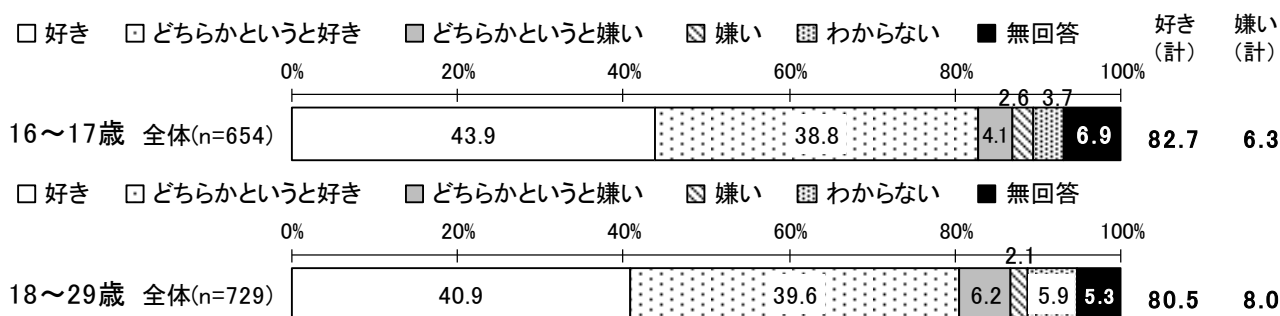
○設問「今の自分に満足している」

「思う」が 16～17 歳で 11.0%、18～29 歳で 14.5%、「だいたい思う」は 34.6%、30.5%で合計 45%台となっている。全国調査（一部選択肢が異なる）は、「あてはまる」12.4%、「どちらかというにあてはまる」が 36.5%で 48.9%であり、「思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたい思う」の割合がやや低くなっています。



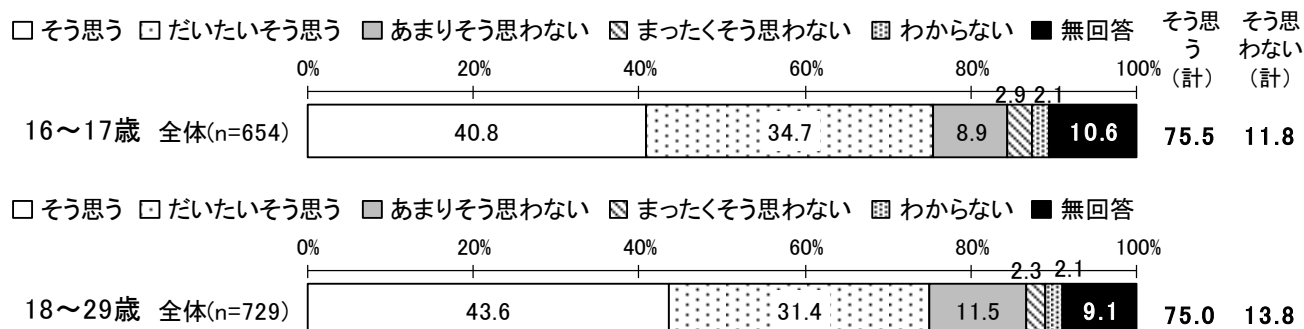
○設問「住んでいるところが好き」

「好き」が 16～17 歳が 43.9%、18～29 歳が 40.9%、「どちらかというが好き」が 38.8%、39.6%と合計 80%を超えています。



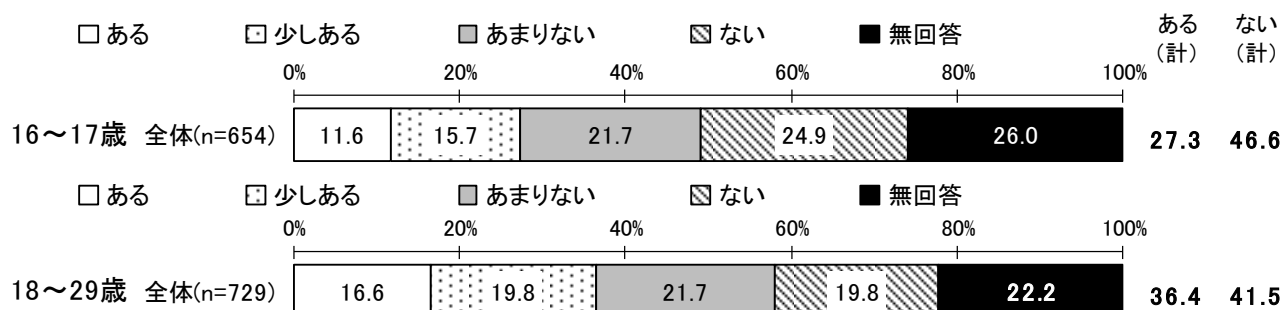
○設問「社会貢献意欲」

「思う」は 16～17 歳で 40.8%、18～29 歳は 43.6%、「だいたい思う」は 34.7%、31.4%で合計 75%台となっている。全国調査（一部選択肢が異なる）では、「思う」33.5%、「だいたい思う」が 49.4%で合計 82.9%であり、「思う」の割合は国よりもやや高いものの、「だいたい思う」の割合がやや低くなっています。



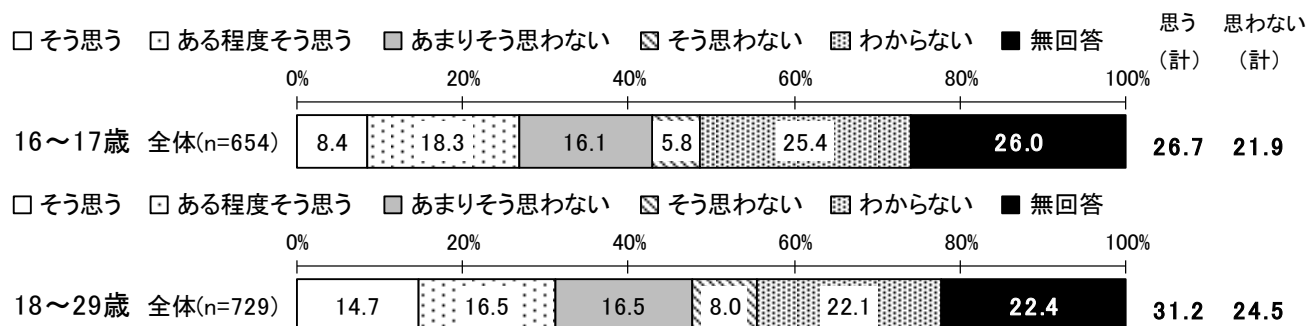
○設問「市のまちづくり等に意見を伝えたいと思ったこと」

「ない」「あまりない」の合計が16～17歳で46.6%、18～29歳は41.5%となっており、「どう意見を伝えればいいのかわからないから」や「自治体に意見を伝えることのハードルが高いから」などが理由にあげられています。意見を伝える方法については、対面、Webアンケート、LINE等のチャットが望ましい方法として回答されています。



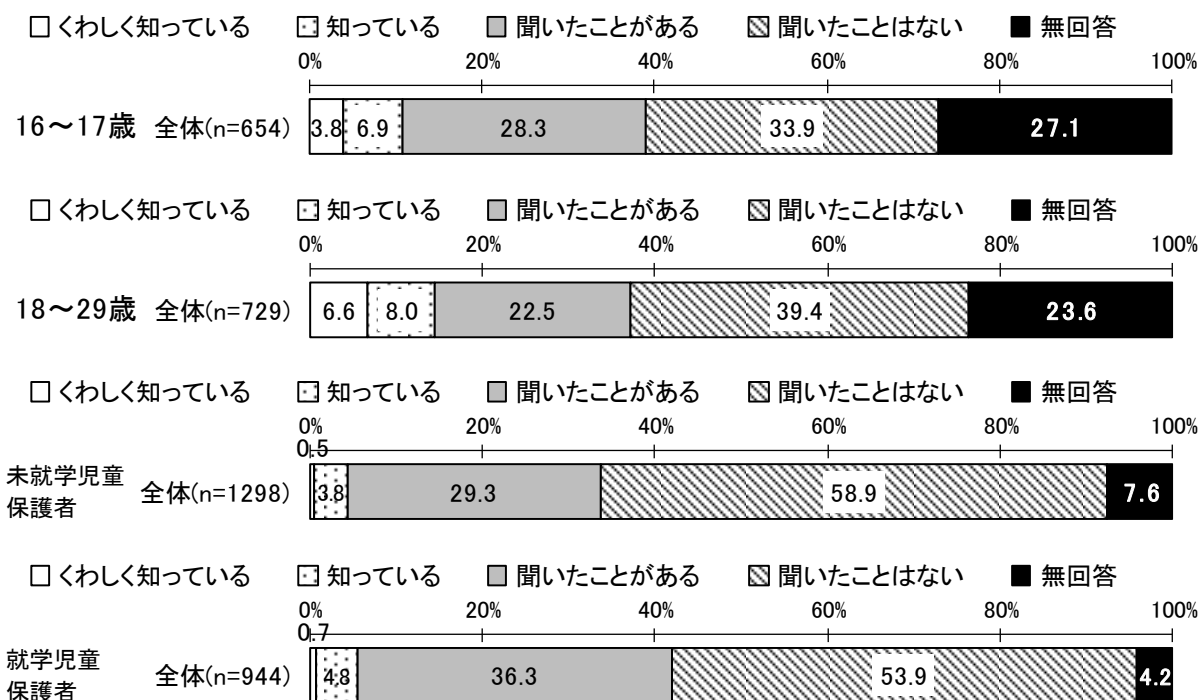
○設問「春日部市がまちづくり等を行う際に、こどもや若者の意見を取り入れているか」

「わからない」が16～17歳で25.4%、18～29歳で22.1%となっており、「ある程度そう思う」と「あまりそう思わない」が16～17歳で20%弱、18～29歳は16.5%となっています。



○設問「こども基本法の認知度」

「聞いたことはない」が16～17歳で33.9%、18～29歳では39.4%と多く、「くわしく知っている」と「知っている」の合計は16～17歳で10.7%、18～29歳では14.6%と認知度はまだ低い状況です。未就学児童保護者は「聞いたことはない」の割合が58.9%、「聞いたことがある」(29.3%)、「知っている」(3.8%)などの順となっています。就学児童保護者は「聞いたことはない」の割合が53.9%で最も高く、次いで「聞いたことがある」(36.3%)、「知っている」(4.8%)などの順となっております。



○設問「居場所になると考える場所」

「いつでも行きたいときに行ける」が16～17歳で59.9%、18～29歳では60.6%と多く、「長い時間いられる」が16～17歳で57.2%、18～29歳では46.2%、「ありのままでいられたり本音を出せたりする」が16～17歳で48.9%、18～29歳では42.2%の順となっています。

	1位 いつでも行きたいときに行ける	2位 長い時間いられる	3位 ありのままでいられたり本音を出せたりする
16～17歳全体(n=654)	59.9%	57.2%	48.9%
18～29歳全体(n=729)	60.6%	46.2%	42.2%

○設問「学校生活や日々の暮らしの中であると思う体験の機会」

「将来の働き方や、生活のための金融・経済に関する知識を知る機会」の割合が20.8%も高く、次いで「外国人と交流したり、外国の文化を理解したりする機会」(16.7%)、「掃除や環境美化などのボランティア活動の機会」(13.9%)の順となっています。

	1位 将来の働き方や、生活のための金融・経済に関する知識を知る機会	2位 外国人と交流したり、外国の文化を理解したりする機会	3位 掃除や環境美化などのボランティア活動の機会
16～17 歳全体 (n=654)	20.8%	16.7%	13.9%

○声を聴かれにくいこども・若者からみられる状況

学校は楽しいという意見が多く、勉強は苦手なものもあると意見がありました。そして、勉強ができること、将来の夢があることは大事と考えている様子がうかがえます。大切なことは「健康である」「家族と仲よく生活する」「お金がたくさんある」「友達がたくさんいる」など、困っていることは「スマートフォンがもてない」「朝起きられない」「宿題」などで、相談相手は「親」「兄弟」「学校の先生」「施設の職員」となっています。

外国籍のこどもは、兄弟姉妹や小さい頃からの友達と過ごしていることも多く、家庭内では日本語と母国語を組み合わせる保護者と会話している様子などがうかがえます。日本に住み始めた年齢や日本語がわかるようになるまでの期間がどれくらいなのかは、生活や成長段階で重要であることがうかがえます。

○こども・子育て家庭を支援している機関等からの意見

支援(活動)を行う中で難しいと感じることは、「人材の確保」、「他部署や他機関との連携」が多くみられます。

困難を抱えるこどもや保護者に必要だと思う支援・制度として、「学校内・学校外での学習支援」、「放課後や長期休暇中の居場所支援」などがあげられています。

○こどもまんなかタウンワーキングからの提案

ヤングケアラーへの支援、こどもの居場所づくり、官民産学連携した多様な体験の必要性、こどもまんなか公園づくり、こどもまんなか会議の創設、託児場所が設置された親同士の交流の場の確保提案がありました。

ヤングケアラーとは

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、18歳未満の方です。【埼玉県ケアラー支援条例での定義】



4 調査等から見えてきた課題

○こども基本法の認知度

令和5年4月1日に施行されたこども基本法の認知度はまだ低く、子どもの権利条約を踏まえたこどもの権利擁護に関する普及啓発が継続して必要です。

○こども・若者の相談窓口

こども・若者の抱えている悩みに気づく機会が少なくまた、こども・若者自身も声をあげにくい状況があることから、こども・若者が相談するきっかけとなる場の創設や参加しやすい手法の検討が必要です。地域、様々な機関が連携して、こども・若者の状況や抱えている悩みを把握し、早期に関わることができる仕組みを確立する必要があります。

○こども・若者の意見を聴く場の創出

こども・若者が自分の意見を発信したり、まちづくり等について意見を述べたりする機会が少ないことや、情報不足により意見を述べにくくしている状況も見受けられます。一方で市に愛着を感じるということもこども・若者が多いことから、自分の住むまちへの関心はあると考えられ、情報発信の仕方に工夫が必要となっています。

○こども・若者の意見を聴くという大人の意識醸成

地域生活における日常的な関わりや、ふれあいの機会の減少等により、こども・若者の状況や考えを聴く機会が少なくなっています。こども・若者の声を聴き、その声を反映した事業運営を図るには、こども・若者が我が事として考えるための学びの機会や必要な情報を提供する必要があり、様々な場面への参画を促進していくことも必要です。あわせて、大人たちがこども・若者の声を真摯に聴く力を習得し、こども・若者をまんなかに考えるという意識、共に生きる仲間として考える意識づくりが重要です。

○困難を抱えるこども・若者・保護者への支援

地域社会が支えてきたこども・若者の健全育成や子育て支援が、繋がり希薄によって地域で暮らす人々に孤立、孤独感を抱かせる傾向が懸念されています。困難な状況にあるこども・若者や子育て家庭への支援は地域全体での支えが必要です。当事者の声を受け止める多様な機会を設けることや様々な機関が連携し、手を差し伸べていくことが重要です。